資料１－３

第１４次大阪府鳥獣保護管理事業計画（案）

令和９年４月　１日から

５年間

令和１４年３月３１日まで

（令和９年３月策定）

大　　阪　　府

目　　次

第一　鳥獣保護管理事業計画の計画期間 1
第二　鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項 1
１　鳥獣保護区の指定 1
（１）方　針 1
（２）鳥獣保護区の指定等計画 2
２　特別保護地区の指定 2
（１）方　針 2
（２）特別保護地区の指定計画 3
３　休猟区の指定 3
（１）方　針 3
４　鳥獣保護区の整備等 3
（１）方　針 3
（２）整備計画 3
第三　鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項 4
１　方針 4
第四　鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 4
１　鳥獣の区分と保護及び管理の考え方 4
（１）希少鳥獣 4
（２）狩猟鳥獣 4
（３）外来鳥獣 5
（４）指定管理鳥獣 5
（５）一般鳥獣 5
２　鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 5
（１）許可しない場合の基本的考え方 5
（２）許可に当たっての条件の考え方 5
（３）わなの使用に当たっての許可基準 5
（４）保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方 6
（５）鉛汚染が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方 6
３　目的別の捕獲許可の基準 6
３－１　学術研究を目的とする場合 6
（１）学術研究 6
（２）標識調査（環境省足環の装着をする場合） 7
３－２　鳥獣の保護を目的とする場合 7
（１）鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的 7
（２）傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的 8
３－３　鳥獣の管理を目的とする場合 8
（１）第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的 8
（２）鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的 9
３－４　その他特別の事由の場合 １３
（１）博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的 １３
（２）愛玩のための飼養の目的 １３
（３）鳥獣の保護又は管理その他公益上必要があると認められる目的 １３
４　その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 １３
４－１　捕獲許可した者への指導 １３
（１）捕獲物又は採取物の処理等 １３
（２）危険の予防 １４

（３）錯誤捕獲の防止 １４
４－２　許可権限の市町村長への委譲 １４
４－３　鳥獣の飼養登録 １４
４－４　住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項 １５
第五　特定猟具使用禁止区域等に関する事項 １５
１　特定猟具使用禁止区域の指定 １５
（１）方針 １５
（２）特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定計画 １５
（３）特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定計画内訳 １６
２　指定猟法禁止区域 １７
（１）指定の考え方 １７
（２）許可の考え方 １８
（３）条件の考え方 １８
第六　第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項 １８
１　方針 １８
第七　危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入防止に関する事項 １９
１　計画的な管理施策 １９
（１）捕獲等 １９
（２）生息環境管理 １９
（３）被害防除対策 １９
２　適切な情報発信 １９
第八　鳥獣の生息の状況の調査に関する事項 ２０
１　方針 ２０
２　鳥獣の生態に関する基礎的な調査 ２０
（１）方針 ２０
（２）ガン・カモ類一斉調査 ２０
（３）狩猟鳥獣生息分布調査 ２０
（４）指定管理鳥獣生息分布調査 ２０
３　法に基づく諸制度の運用状況調査 ２１
（１）鳥獣保護区等の指定・管理等調査 ２１
（２）捕獲等情報収集調査 ２１
４　狩猟実態調査 ２１
第九　鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項 ２２
１　鳥獣の保護及び管理を進める行政機関 ２２
（１）方針 ２２
（２）配置計画 ２２
２　鳥獣の保護及び管理の現場を支える人材 ２２
（１）方針 ２２
３　保護及び管理の担い手の確保及び育成 ２３
（１）方針 ２３
（２）狩猟者の確保及び育成のための対策 ２３
（３）研修計画 ２３
（４）中・長期的な視点に立った、計画的な人材の育成・配置 ２４
（５）雇用管理上の措置 ２４
４　鳥獣保護センター等の設置 ２４
（１）傷病鳥獣一時保護施設の活用 ２４
５　取締り ２４
（１）方針 ２４
６　必要な財源の確保 ２４

第十 その他 ２５
１　鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題 ２５
２　狩猟の適正化 ２５
３　傷病鳥獣救護への対応 ２５
（１）方針 ２５
（２）体制 ２６
（３）放野 ２６
４　感染症への対応 ２６
５　普及啓発 ２７
（１）鳥獣の保護及び管理についての普及等 ２７
（２）安易な餌付けの防止等 ２７
（３）愛鳥モデル校の指定 ２７
（４）法令の普及の徹底 ２８
６　市街地等に出没する鳥獣への対応 ２８
第十一 危険鳥獣の管理に関する事項 ２９
１　基本的な考え方 ２９
２　危険鳥獣の管理のための施策 ２９
（１）人の日常生活圏への侵入の防止 ２９
（２）緊急銃猟 ２９

基本理念

野生鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素の一つであり、府民の暮らしを豊かにするものであると同時に、府民の生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たすものである。

このため、大阪府では、人と野生鳥獣との適切な関係を構築するとともに生物の多様性を維持することを基本として野生鳥獣を適切に保護管理することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第1条の目的を達成するため、第14次鳥獣保護管理事業計画を以下のとおり定める。

なお、本計画は、平成27年9月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」の観点を踏まえ、推進していく。

本計画は、SDGs に掲げる 17 のゴールのうち以下のゴールの達成に寄与するものです。



第一　鳥獣保護管理事業計画の計画期間

令和9年4月1日から令和 14 年3月31日までとする。

第二　鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1　鳥獣保護区の指定

（1）方　針

ア　指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区は、都市化が進んだ本府において、野生鳥獣を保護し、生物多様性の保全を確保する上で重要な拠点であり、自然との触れ合いを通じた環境教育の場としても活用されている。

現在、18箇所、12,914ha（府域面積の約 6.8%）を指定しているが、指定区域周辺での農林水産業被害等に対しては、指定区域内においても鳥獣の管理を目的とした捕獲が可能である旨周知徹底に努めるとともに、捕獲の適切な実施により、指定に関して関係者の理解が得られるよう努める。

イ　指定区分ごとの方針

1)　森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保に資するものとする。

必要に応じて保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切か考慮した上で、市町村や関係者の合意形成を図りながら新規指定又は存続期間の更新等を検討する。

2)　集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥等の保護を図るため、集団渡来地の保護区を指定するものとする。渡来する渡り鳥等の種類及び個体数の状況を考慮した上で、市町村や関係者の合意形成を図りながら新規指定又は存続期間の更新等を検討する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

ア　鳥獣保護区の指定計画

(第1表)

区　分		既存鳥獣保護区	年度	本計画期間に新規指定する鳥獣保護区						計画期間中の増△減	計画終了時の鳥獣保護区
				9	10	11	12	13	計		
森林鳥獣生息地	箇所	16	箇　所								16
	面積	10,389ha	変動面積								10,389ha
集団渡来地	箇所	2	箇　所								2
	面積	2,525ha	変動面積								2,525ha
計	箇所	18	箇　所								18
	面積	12,914ha	変動面積								12,914ha

イ　鳥獣保護区の更新計画

(第２表)

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動 ha			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
9	森林鳥獣生息地	和泉葛城山ブナ林	期間更新	57	0	57	令和9年11月1日から令和19年10月31日まで	指定期間の満了	
10	同	岩湧山	同	600	0	600	令和10年11月1日から令和20年10月31日まで	同	
	同	枚方	同	1,080	0	1,080	同	同	
11	同	四條畷	同	1,100	0	1,100	令和11年11月1日から令和21年10月31日まで	同	
13	森林鳥獣生息地	生駒山	同	2,100	0	2,100	令和13年11月1日から令和23年10月31日まで	同	
	同	金剛山麓	同	326	0	326	同	同	
	同	槇尾山	同	399	0	399	同	同	
	同	葛城牛滝	同	512	0	512	同	同	
	同	犬鳴山	同	488	0	488	同	同	
	同	地蔵寺	同	365	0	365	同	同	
合計		10箇所		7,027	0	7,027			

2　特別保護地区の指定

(1) 方　針

府内においては唯一、箕面勝尾寺鳥獣保護区内に特別保護地区を指定している。鳥獣の保護を図る上で生息環境の保全は極めて重要であることから、同地区の存続期間終了後においては再指定に努めるとともに、必要に応じ、関係者の合意形成の下、新たな地区の指定を検討する。

(2)特別保護地区の指定計画

(第3表)

区　分		既存特別保護地区	年　度	本計画期間に新規指定する特別保護地区						計画期間中の増△減	計画終了時の特別保護地区
				9	10	11	12	13	計		
森林鳥獣生息地	箇所	1	箇　所								1
	面積	70ha	変動面積								70ha
計	箇所	1	箇　所								1
	面積	70ha	変動面積								70ha

3 休猟区の指定

(1)方　針

狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域の配置、狩猟者の入り込み、周辺地域の農林水産業被害等の状況も踏まえながら、狩猟者団体の意見等を勘案して、必要に応じ、休猟区の指定を検討する。

4 鳥獣保護区の整備等

(1)方　針

鳥獣保護区においては、野生鳥獣の良好な生息環境を保つため自然環境の保全に努めるとともに、鳥獣保護区等の境界線を明らかにするための標識や野生鳥獣に親しむことのできる場として活用を図る観点から、利用施設の整備に努める。

また、必要に応じ、関係機関と調整を図った上で保全事業を実施するなど鳥獣の生息環境の改善に努める。

(2)整備計画

ア　管理施設の整備

1) 標識の整備

鳥獣保護区の区域を表示する制札や案内板等の標識を必要な箇所に設置するとともに、老朽化した標識を更新する。

イ　利用施設の整備

利便性の向上や環境学習に供するため、既設の学習展示施設等の充実を図るとともに、観察時における遊歩道や休憩施設等の活用を図る。

1) その他の施設等の整備

鳥獣の採餌、繁殖、休息の場の確保を図るため、周辺の植生を考慮しつつ、森林整備、食餌植物の植栽を行う。

ウ　調査、巡視等の計画

1) 管理の充実

担当職員等による調査、巡視の充実に努めるとともに警察と連携し、密猟取締りを実施するなど鳥獣保護区の適正な管理に努める。

2) 農林業との調整

鳥獣保護区内に生息する鳥獣による被害を防除するため、有害鳥獣捕獲や被害防除施設等の整備に努める。

エ 整備計画

（第4表）

区分	現況	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年
標識類の整備（基/年）	20	20	20	20	20	20
観察路、観察舎等の維持管理	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所
調査・巡視等箇所及び担当職員	18箇所	18箇所	18箇所	18箇所	18箇所	18箇所
	63人	63人	63人	63人	63人	63人

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 方針

個体数が少なく保護増殖を図る必要のある鳥獣については、採餌、営巣のための環境を保全するよう努めるとともに、その人工増殖の可能性について検討する。

また、狩猟鳥類の生息適地であって、当該狩猟鳥類の増加を図るために必要と認められる箇所において、当該狩猟鳥類による被害のおそれがなく、放鳥による効果が期待される場合には、放鳥の可能性について検討する。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

(1)希少鳥獣

ア 対象種

「環境省レッドリスト」において絶滅危惧ⅠA・ⅠB類、Ⅱ類に分類されている鳥獣及び「大阪府レッドリスト」において大阪府における保護上重要な野生生物として絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類に分類されている鳥獣とする。

イ 保護及び管理の考え方

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による取組とも連携しつつ、自然環境保全基礎調査等により生息状況や生息環境の把握に努めるとともに、必要に応じて鳥獣保護区の指定を検討するなど、個体群の維持・回復に努める。

(2)狩猟鳥獣

ア 対象種

法第2条第7項により環境省令で定める狩猟鳥獣とする。

イ 保護及び管理の考え方

地域個体群も念頭に置き、生息状況、被害状況の把握に努め、被害防除のための有害鳥獣捕獲の実施や被害防除施設等の整備のほか、数が著しく減少している種がある場合においては、必要に応じて捕獲を制限するなど、持続的な利用が可能となるよう適切な対応に努める。

(3)外来鳥獣

ア　対象種

本来府内に生息地を有しておらず、外国や他府県から人為的に導入された鳥獣とする。

イ　管理の考え方

農林水産業又は人の生活環境や生態系に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、生息状況、被害状況等の把握に努めるとともに狩猟による捕獲や有害鳥獣捕獲、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく防除を推進し、被害の防止を図る。

また、被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導するとともに、外来鳥獣による危険予防のため、啓発に努める。

(4)指定管理鳥獣

ア　対象種

法第2条第5項により環境省令で定める指定管理鳥獣とする。

イ　管理の考え方

当該鳥獣の生息状況、被害状況等を勘案して、必要と認められるときは、第二種特定鳥獣管理計画に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し、捕獲数等の数値目標を設定して、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するよう努める。

(5)一般鳥獣

ア　対象種

上記(1)から(4)以外の鳥獣とする。

イ　保護及び管理の考え方

生息状況や生息環境の把握に努め、必要に応じて対応を検討する。

2　鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1)許可しない場合の基本的考え方

以下の場合にあっては、許可をしない。

ア　捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。

イ　捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。

ウ　第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

エ　捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

(2)許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、区域の限定、捕獲の方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮、及び適切なわなの数量及び見回りなどについて付す。特に、住宅に隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。

また、特定計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。

(3)わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請にあっては、以下の基準を満たすものとする。

ア　獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合

　　くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として猟法として認められた基準のものであること。

イ　とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

　　認めない。

ウ　ツキノワグマ（以下、「クマ」という。）の捕獲を目的とする許可申請の場合

　　くくりわなの強度によってはクマが暴れるなどによりわなが破損し、捕獲者等に危険をおよぼすおそれがあるため、はこわなに限る。ただし、意図しない鳥獣の捕獲（錯誤捕獲）を考慮する場合はこの限りではない。

(4)保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

　地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

　オオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲等を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合は除く。なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、公的機関等においてのみ飼養を認める。

(5)鉛汚染が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

　捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛汚染が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用すること、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。また、捕獲に当たっては、非鉛弾への切り替えを促進・支援する取組に努める。

3　目的別の捕獲許可の基準

　捕獲許可の基準は、目的別に定める。なお、許可対象者の基準は、法人を対象とする許可における法人の従事者にも適用する。

3－1　学術研究を目的とする場合

(1)学術研究

　原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア　研究の目的及び内容

　　次の各号のいずれにも該当するものであること。

1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。
2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。
4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、一般に公表されるものであること。

イ　許可対象者

　　理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

ウ　鳥類の種類、数

　　研究の目的を達成するために必要な種類又は数（羽、頭、個）。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭、個）とする。

エ　期間

1年以内~~で目的の達成のため必要な期間。~~

オ　区域

研究の目的を達成するために必要な区域とする。

カ　方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

1) 法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法(以下、「禁止猟法」という。)ではないこと。

2) 殺傷又は損傷(以下、「殺傷等」という。)を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りではない。

キ　捕獲等又は採取等後の措置

1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

2) 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間の内に脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

(2)標識調査(環境省足環の装着をする場合)

原則として、次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア　許可対象者

国又は都道府県の鳥獣行政事務担当職員若しくは国又は都道府県より委託を受けた者(委託を受けた者から依頼された者を含む。)

イ　鳥獣の種類・数

標識調査を主たる業務として実施している者にあっては、鳥獣各種各 2,000 羽(頭、個)以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各 1,000 羽(頭、個)以内、その他の者にあっては同各 500 羽(頭、個)以内。ただし、特に必要が認められる種についてはこの限りでない。

ウ　期間

1年以内

エ　区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

オ　方法

網、わな又は手捕。

カ　捕獲等又は採取等後の措置

足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

3－2　鳥獣の保護を目的とする場合

(1)鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア　許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、その他特に必要と認められる者。

イ 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）

ウ 期間

1年以内

エ 区域

申請者の職務上必要な区域

オ 方法

禁止猟法は認めない。

(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

ア 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、その他特に必要と認められる者。

イ 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）

ウ 期間

1年以内

エ 区域

必要と認められる区域

オ 方法

禁止猟法は認めない。

3－3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的

ア 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合においては第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者)、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であって、以下の 1）から 4) の条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。

1) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。
2) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。
3) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。
4) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

イ 鳥獣の種類・数

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）であること。

ウ 期間

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応すること。捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。

エ 区域

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

オ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める。

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

ア 被害の防止の目的での捕獲の基本的考え方

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害(以下、本項において「被害」という。)の防止の目的の許可基準においては、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合(以下、本項において「予察」という。)についても許可する基準とする。

イ 鳥獣による被害発生予察表の作成

1) 予察表

(第5表)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期(月)												被害発生地域	備考
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
イノシシ	水稲、いも類、野菜類、果樹、植木(苗)、造林木、タケノコ、人身	←	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	→	府内全域	農林業、人身への被害
シカ	水稲、野菜類、造林木、植木、果樹、人身	←	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	→	府内全域	農林業、人身への被害
アライグマ	水稲、豆類、いも類、野菜類、果樹、建築物等	←	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	→	府内全域	農業、生活環境への被害
イタチ類	建築物等、食品、家禽	←	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	→	府内全域	生活環境への被害
スズメ	水稲、建築物等					←	—	—	—	—	—	→		府内全域	農業、生活環境への被害
ムクドリ	果樹、野菜建築物等					←	—	—	—	—	—	—	→	府内全域	農業、生活環境への被害
ヒヨドリ	果樹、野菜						←	—	—	—	—	—	→	府内全域	農業への被害

カラス類	豆類、果樹、野菜、花卉 建築物等 人身	←→												府内全域	生活環境、人身への被害
ケリ、タゲリ、トビ、カラス類、カワラバト(ドバト)、シギ類、サギ類	航空機	←→												豊中市、池田市、八尾市、泉佐野市、泉南市、田尻町	航空機の航行障害
カワウ	アユ、モロコ、カワチブナ等養殖魚、建築物等	←→												府内全域	水産業、生活環境への被害
カワラバト(ドバト)	建築物等	←→												府内全域	生活環境への被害

2) 予察表に係る方針等

鳥獣被害の発生状況、生息状況等について調査、検討を行う。

予察表に係る被害等の発生状況について、毎年点検し、その結果に基づき予察捕獲の実施を調整する。

ウ 被害の防止の目的での捕獲についての許可基準の設定

1) 基本的考え方

a 被害防除対策との関係

原則として、被害防除対策ができず、又は被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可する。ただし、指定管理鳥獣、外来鳥獣については、この限りではない。

b 被害がまれである又は従来の許可実績が僅少な種の取扱い

全国的な観点からは、被害等が生じることはまれであるか、又は従来の許可実績が僅少である一般鳥獣についての被害の防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定める等するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を指導した上で許可する。

ただし、外来鳥獣及び指定管理鳥獣は、地域的に被害が僅少であっても、積極的な捕獲許可をする。

c 有害鳥獣捕獲に当たっての留意事項

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、捕獲を実施する者には、許可証又は従事者証を携帯させ、捕獲従事者であることを示す腕章等を装着させる。

また、必要に応じて捕獲の実施に立ち会う等により、適正に実施されるよう対処する。

2) 許可基準

被害の防止の目的での捕獲の許可をする場合は、特別な事由のない限り次の基準による。

a 許可対象者

原則として被害者又は被害者から依頼された者(市町村が定める被害防止計画に基づき捕獲等を実施する者を含む)であり、かつ捕獲した個体の適切な処分ができる者であって

・ 銃器を使用する場合は、第一種銃猟免許所持者、
・ 空気銃を使用する場合にあっては、第一種又は第二種銃猟免許所持者、
・ 銃器の使用以外の方法による場合は、原則として網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。

ただし、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次のア)からエ)に掲げる場合は、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。

ア） 小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア、イタチ、カラス、カワラバト(ドバト)等の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合
a） 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合
b） 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内(使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く)において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合

イ） 被害を防止する目的で巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス及びカワラバト(ドバト)等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合

ウ） 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合

エ） 法人に対する許可であって、以下のa)からd)の条件を全て満たす場合
a) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること
b) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること
c) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと
d) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

b 鳥獣の種類、数
ア） 現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。
イ） 鳥類の卵の採取等の許可は、現に被害等を発生させている鳥類を捕獲等することが困難であり、又は、卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。
ウ） 捕獲等及び採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数(羽、頭、個)であること。

c 期間
ア） 原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる捕獲許可等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。
なお、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮する。

d 区域
ア） 被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて必要かつ適切な範囲とする。
イ） 捕獲の区域に鳥獣保護区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないよう配慮する。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に重要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをする。

e 方法
ア） 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。
イ） 鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努める。

f その他

ア） 第二種特定鳥獣管理計画との関係

第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣についての管理の目的での捕獲は、原則として、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲とする。ただし、個別の被害防止の目的又は緊急時等のやむを得ない場合のみ、被害の防止を目的とした捕獲許可の対象とする。

イ） 被害防除対策との関係

原則として、被害防除対策ができず、又は被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可する。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣については、この限りではない。

ウ）狩猟期間中及びその前後における取扱い

狩猟期間中及びその前後における被害防止目的の捕獲許可については、被害防止の目的の重要性に鑑み、適切な期間で許可する。あわせて、捕獲行為自体が行われていないと誤認した結果、事故が生じるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応する。

エ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

1) 方針

鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地域については、有害鳥獣捕獲の実施の適正化・迅速化を図るため、関係市町村、農林漁業者及び地域住民等の関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知を徹底するとともに、対象鳥獣の安全で効果的な捕獲が実施できるよう、市町村長等による捕獲隊の編成等の指導に努める。

特に、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく市町村被害防止計画との連携を図り、鳥獣被害対策実施隊の設置など適切かつ効果的な実施が図られるよう指導する。

2) 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

（第6表）

対象鳥獣名	対　象　地　域	備考
イノシシ	府内全域	
シカ	府内全域	

3) 指導事項の概要

a 捕獲隊の編成

ア) 捕獲隊は、市町村ごとに原則として1隊を編成する。

イ) 1隊の人員は必要最小限の人数とする。

ウ) 市町村長等は、捕獲隊に責任者を置き、安全かつ効果的な捕獲活動に万全を期する。

エ) 捕獲隊の責任者は市町村、所轄警察署、地元自治会等関係者との連絡調整に努める。

オ) 捕獲隊員の選定に当たっては、次の事項に留意する。

- 原則として、当該年度又は前年度に大阪府知事の狩猟者登録を受けた者であること。
- 捕獲技術が優れる者であること。
- 必要に応じて迅速に捕獲に従事できる者であること。
- 捕獲効率の向上を図るため、捕獲隊員には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれること。

カ) 市町村長は、当該市町村で捕獲隊を編成することが困難であるときは、捕獲できる体制をとるため、関係機関と協議することができる。

b 関係者間の連携強化等

ア) 有害鳥獣捕獲を実施しようとする市町村は、捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、

市町村、農業協同組合、森林組合、猟友会、地域住民等による連絡協議会の設置に努める。

イ) 府は、鳥獣による農林水産物被害又は生活環境若しくは自然環境の悪化の防除対策に関する関係者間の連携の強化及び連絡調整の円滑化を図るため、関係部局や関係行政機関との連携の強化に努める。

c 被害防止体制の充実

ア) 有害鳥獣捕獲の実施体制の整備促進を図るため、捕獲実施者の養成及び確保、市町村単位の捕獲隊、広域的な捕獲隊の編成が行えるよう市町村等の指導に努める。

イ) 被害等が慢性的に発生している地域にあっては、当該有害鳥獣の出現状況及び被害等の発生状況の把握・連絡、防護柵、追い払い等による被害等の防除対策、効果的な取組み事例の紹介、技術の普及・啓発等を行うよう市町村等の指導に努める。

ウ) 複数市町村にまたがる広域的な捕獲の実施については、農と緑の総合事務所長等の連絡調整のもと関係市町村が協議を行い、連携を図りつつ、効果的な捕獲が行えるように努める。

3－4 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可範囲については、原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(1)博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

ア 許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。

イ 鳥獣の種類・数

展示の目的を達成するために必要な種類及び数(羽、頭又は個)。

ウ 期間

6ヶ月以内。

エ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

オ 方法

禁止猟法は認めない。

(2)愛玩のための飼養の目的

愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は認めない。

(3)鳥獣の保護又は管理その他公益上必要があると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例毎に判断する。

なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取扱う。

4 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

4－1 捕獲許可した者への指導

(1) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。豚熱（CSF）等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物等の処理を行うよう指導を徹底する。被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導する。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないよう指導するものとし、特に、クマ類及びニホンカモシカについては、国内で密猟されたり違法に輸入されたりした個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タッグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。

捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成７年総理府告示第 40 号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

錯誤捕獲した個体は原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は鳥獣保護管理法第９条第１項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図る。

錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導する。

（2）危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知するよう指導する。

（3）錯誤捕獲の防止

わなの適正な使用を徹底することに加え、クマの出没地であって錯誤捕獲のおそれがある場合には、地域の実情を踏まえつつ、クマの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌による誘引方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導する。特にクマはくくりわなによる錯誤捕獲が生じると、個体の取扱が危険であるなど、その対応に多大な労力を有することから、錯誤捕獲の防止に努める。

また、錯誤捕獲した場合に迅速かつ安全な放獣が実施できるよう、事業実施者に対して、事前の放獣体制の構築及び放獣場所の確保に努めるとともに、錯誤捕獲の実態について報告するよう指導する。

なお、錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行い、適切に対応するなど、錯誤捕獲した鳥獣を捕獲等する場合は捕獲許可等の手続きを行うよう指導する。

４－２　許可権限の市町村長への委譲

大阪府知事の権限に属する鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に係る事務については、野生鳥獣の保護に支障のない範囲において、市町村との協議を十分に行い、市町村における鳥獣の保護管理の実施体制の整備状況等を勘案し対象とする種を限定した上で、平成19年度から平成20年度に捕獲許可権限の一部を市町村長へ委譲している。

許可に係る権限を委譲された市町村長は、許可において、法、規則、基本指針、本計画に従い適切に事務を執行するとともに、知事に対し許可事務の執行状況を報告するものとする。

知事は、鳥獣の保護及び管理を図るため必要があると認めるときは、当該市町村に対し、当該事務に必要な指示を行う。

４－３　鳥獣の飼養登録

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることに鑑み、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。

(1)登録票の更新は、飼養個体と登録票(鳥に装着するもの)を照合し確認した上で行う。

(2)平成元(1989)年度の登録票(登録票及び足環装着)導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認することなどにより、個体の

すり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行う。

(3)登録票(鳥に装着するもの)の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて再交付を行う。

(4)愛玩飼養を目的とした捕獲許可等により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が複数の個体を飼養をする等、不正な飼養が行われないように努める。また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努める。

4－4　住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、鳥獣保護管理法第 38 条の2第1項の規定による都道府県知事の許可を得るとともに、麻酔薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては、鳥獣保護管理法第 37 条の規定による環境大臣の許可を得る必要がある。

第五　特定猟具使用禁止区域等に関する事項

1　特定猟具使用禁止区域の指定

(1)方針

銃猟に伴う危険を予防するため、特定猟具使用禁止区域(銃器)を指定する。既存区域については、市町村、地元関係者等の意向を踏まえ、特定猟具使用禁止区域(銃器)として指定期間の更新を図る。

また、学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域については、わな猟に伴う危険を予防するため市町村、地元関係者、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて特定猟具使用禁止区域の指定を検討する。

(2)特定猟具使用禁止区域(銃器)の指定計画

(第7表)

区分	既設特定猟具使用禁止区域(銃器)		本計画期間に新規指定する特定猟具使用禁止区域(銃器)						本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域(銃器)					
		年度	9	10	11	12	13	計	9	10	12	13	14	計
箇所	77	箇所												
面積(ha)	143,762	変動面積												

区分		本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域(銃器)						本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域(銃器)					
	年度	9	10	11	12	13	計	9	10	11	12	13	計
箇所	箇所						0						0
面積(ha)	変動面積						0						0

区分	計画期間中の増減 (増△減)	計画終了時の特定猟具使用禁止区域(銃器)
箇所		77
面積 (ha)		143,762

(3)特定猟具使用禁止区域(銃器)の指定計画内訳

＊ 銃猟に伴う危険を予防するための区域　　(第8表)

年度	設定所在地	名称	指定面積 (ha)	指定期間	備考
9	豊能町	止々呂美	390	令和9年11月1日から 令和19年10月31日まで	再指定
	箕面市	箕面	2,858	同	同
	交野市	交野	1,525	同	同
	東大阪市	東大阪	4,731	同	同
	八尾市	八尾	3,315	同	同
	柏原市	柏原市	570	令和9年11月15日から 令和19年11月14日まで	同
	富田林市	富田林	3,200	同	同
9	高石市	高石	620	同	同
	泉大津市	泉大津	1,200	同	同
	忠岡町	忠岡町	336	同	同
	岸和田市	岸和田	2,095	同	同
	貝塚市	貝塚	880	同	同
	田尻町	田尻	232	同	同
	泉南市	泉南	2,240	同	同
	阪南市	阪南	348	同	同
9	大阪市 堺市 高石市 泉大津市 忠岡町 岸和田市 貝塚市 田尻町 泉南市	大阪湾	24,902	令和9年11月1日から 令和19年10月31日まで	同
10	能勢町	能勢町市街地	150	令和10年11月1日から 令和20年10月31日まで	同
	茨木市	上音羽	73	令和10年11月15日から 令和20年11月14日まで	同
	枚方市	枚方	5,110	令和10年11月1日から 令和20年10月31日まで	同
	門真市	門真	1,228	同	同
	堺市	堺	13,300	令和10年11月15日から 令和20年11月14日まで	同
	河内長野市	河内長野北	835	同	同
11	高槻市	高槻南	3,322	令和11年11月15日から 令和21年11月14日まで	同

	島本町	島本	385	同	同
	吹田市	吹田	3,611	同	同
	摂津市	摂津	1,487	同	同
	寝屋川市	寝屋川	2,346	同	同
	貝塚市	大阪府立少年自然の家	26	同	同
	熊取町	熊取中	632	令和11年11月1日から 令和21年10月31日まで	同
	泉南市	堀河	522	令和11年11月15日から 令和21年11月14日まで	同
12	豊能町	ときわ台東 ときわ台 光風台	185	令和12年11月15日から 令和22年11月14日まで	同
	豊能町	新光風台	73	同	同
	豊能町	希望ヶ丘	57	同	同
12	茨木市	茨木	3,273	令和12年11月15日から 令和22年11月14日まで	同
	池田市	池田	970	同	同
	豊中市	豊中	3,660	同	同
	大阪狭山市	大阪狭山	1,192	同	同
13	河南町	河南	370	令和13年11月15日から 令和23年10月31日まで	同
	河南町	平石地区	96	同	同
	千早赤阪村	千早赤阪	1,055	同	同
	河内長野市	石仏	140	令和13年11月1日から 令和23年10月31日まで	同
	岸和田市 貝塚市	海岸寺山	1,270	同	同
	貝塚市 熊取町	千石七山	688	同	同
合計		43箇所	95,498		

2 指定猟法禁止区域

(1)指定の考え方

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定する。

特に、鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛汚染が生じている、若しくは水鳥又は希少猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的、高頻度で実施され、鳥獣への鉛汚染が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を把握し、分析・評価した上

で、必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定を進める。
　また、鉛製銃弾以外であってわなを用いた捕獲等、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

(2)許可の考え方
　指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等、鳥獣の保護に支障があるとき、又は、指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可する。

(3)条件の考え方
　指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっての条件は、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付す。

第六　第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1　方針

　第二種特定鳥獣管理計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系の攪乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるものとする。
　なお、管理計画の策定に当たっては、目標を設定した上で、生息状況、被害状況及び捕獲状況等を定期的にモニタリングしながら、必要に応じ次年度の計画にフィードバックさせるものとする。
　また、近年顕著な水産業被害及び生活環境被害を発生させているカワウは、府県境を越えて移動し、関西各地で被害をもたらすことから、関西広域連合が関西地域のカワウ保護管理の方向性を示す「関西地域カワウ広域管理計画」を策定している。
　府は、「関西地域カワウ広域管理計画」に基づき、モニタリング調査やカワウ対策の推進を行う。

(第9表)

計画策定年度	計画策定の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
9	農林業被害の軽減、人身事故の防止及びシカとの長期にわたる安定的な共存を図る。	シカ	令和9年４月から 令和14年３月まで	府内全域	第6期
9	農林業被害の軽減、人身事故の防止及びイノシシとの長期にわたる安定的な共存を図る。	イノシシ	令和9年４月から 令和14年３月まで	府内全域	第5期

第七　危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入防止に関する事項

１　計画的な管理施策

危険鳥獣（人の日常生活圏に出現した場合に人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれが大きいものとして政令で定める鳥獣。大阪府の場合、クマとイノシシが該当。）の人の日常生活圏への侵入を防止するためには、捕獲や被害防除対策等（以下、「捕獲等」という。）について、長期的視点に立ち計画的に取り組む。なお、大阪府域はクマの恒常的な生息地ではないが、近年の出没件数が増加しているため、クマについても計画的に取り組む。

(1)捕獲等

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的の捕獲等（有害鳥獣捕獲）により、人の日常生活圏に出没しないよう、平時から出没実績のある地域において、計画的な捕獲等に努める。

(2)生息環境管理

危険鳥獣の人の日常生活圏へ侵入を防止するためには、危険鳥獣の捕獲等だけでなく、危険鳥獣が身を隠す場所をなくすなど利用しづらい環境を整備していく必要がある。森林・農地・河川等の管理部局や市町村と調整し、具体的には集落周辺の森林や耕作放棄地等において藪の刈り払い行うとともに、河川敷などの市街地等への侵入ルートとなりうる緑地帯などにおいて、樹木の伐採や下草の定期的な刈り払い等に努める。

(3)被害防除対策

危険鳥獣の被害防除対策としては、集落周辺における放任果樹、生ゴミ、コンポスト、未収穫作物等の誘因物を除去することで人の日常生活圏への出没を抑制する。また、威嚇音等による追い払いを行うことで、人に対する警戒心を植え付ける。市街地や住宅などの人の居住区、農地などの人の活動域においては、防護柵の設置が有効な場合もあり、必要に応じて設置を検討する。

２　適切な情報発信

危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入を防止するためには、関係機関、地域住民等の理解と協力が必要である。このため、危険鳥獣に関する正しい知識や人の日常生活圏への侵入を防止するために必要な対策等について、適切な情報発信に努める。

第八　鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

１　方針

鳥獣保護管理行政の適正な推進を図るため、法第 78 条の 2 に基づく調査として、鳥獣の生息状況の調査を実施し、科学的データの収集・蓄積に努める。

調査に当たっては、メッシュ単位で情報を収集することにより、生息分布情報の標準化を図るとともに、狩猟や有害鳥獣捕獲等による捕獲情報の迅速かつ効率的な集積・活用に努める。

調査実施団体の協力を得ることにより、調査精度の向上に努める。

２　鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1)方針

鳥獣の保護管理対策を検討するため、府内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移、生態等について調査を行う。

傷病鳥獣の保護データを収集・分析し、生息鳥獣の種類や分布状況の調査に活用する。

(2)ガン・カモ類一斉調査

ガン・カモ類の越冬状況を明らかにするため、全国一斉調査の一環として府内の渡来地において、毎年1月中旬に種別の個体数調査を行う。

（第10表）

対象地域名	調査年度	調査内容・方法	備考
府内全域	9～13	・分布調査 ・現地調査	

(3)狩猟鳥獣生息分布調査

今後の保護及び管理対策を検討するため、カワウについて生息状況等の調査を行う。

（第11表）

対象鳥獣名	調査年度	調査の目的・内容・方法	調査地域	調査期間
カワウ	9～13	・広域保護及び管理の基礎資料となるカワウの生息状況を把握することを目的とする ・ねぐら及びコロニーの分布調査 ※関西広域連合で調査を実施	府内全域	通年

(4)指定管理鳥獣生息分布調査

今後の管理対策を検討するため、シカ及びイノシシについて生息状況等の調査を行う。

（第12表）

対象鳥獣名	調査年度	調査の目的・内容・方法	調査地域	調査期間
シカ	9～13	・適正な管理を図ることを目的とする ・生息状況調査、被害状況調査、捕獲状況調査 ・現地調査、アンケート調査	府内全域	通年
イノシシ	9～13	・適正な管理を図ることを目的とする ・生息状況調査、被害状況調査、捕獲状況調査 ・現地調査、アンケート調査	府内全域	通年

3 法に基づく諸制度の運用状況調査

(1)鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区等の指定・管理の方針を検討するため、新規指定候補地あるいは、指定期間が満了し、指定を更新する既設鳥獣保護区等において、鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の計画的・継続的な調査を行う。

(第13表)

対象保護区等の名称	調査年度	調査の内容・方法	備考
枚方	9	更新期間が到来する鳥獣保護区及びその周辺地域の鳥獣生息状況等について現地調査を行う。	更新
四條畷	10	同	同
生駒山	11	同	同
金剛山麓	11	同	同
横尾山	11	同	同
葛城牛滝	11	同	同
犬鳴山	11	同	同
地蔵寺	11	同	同

(2)捕獲等情報収集調査

法に基づいて行われる捕獲(登録狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲)においては、捕獲を行った者から、法令に基づき、捕獲場所、鳥獣種別捕獲数、処置の概要を報告させているほか、必要に応じ捕獲年月日、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣(鳥)・成獣(鳥)の別、捕獲努力量、目撃数等も報告させているところであるが、収集する情報については、科学的な鳥獣の保護及び管理の推進に必要な情報の種類・項目を整理し、収集すべき情報の規格化(標準化)を進めるとともに、捕獲情報の報告の仕組みについて見直しを図る。特に、指定管理鳥獣については、収集した捕獲等の情報から、単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定や、個体数の推定等を行い、生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価する。

また、錯誤捕獲については、必要な情報の項目(鳥獣種、数、捕獲日、場所、錯誤捕獲された際の状況及び捕獲後の対応等)を整理し、報告の仕組みについて検討した上で、市町村や狩猟者等に対して、錯誤捕獲の実態の報告を求める。

4 狩猟実態調査

狩猟の実態、動向を明らかにするため、狩猟者を対象としたアンケート調査を実施する。

(第14表)

対象種類	調査年度	調査内容・方法	備考
狩猟鳥獣	9～13	大阪府において狩猟者登録を行った狩猟者を対象に、下記事項を調査する。 ・出猟日及び場所 ・捕獲鳥獣の種類、数量 ・狩猟鳥獣の処置方法、等	

第九　鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1　鳥獣の保護及び管理を進める行政機関

(1)方針

鳥獣保護管理事業の円滑な推進を確保するため、鳥獣の保護及び管理を進める職員の専門的知識の向上と適正配置に努める。

また、司法警察員に指名された職員は、地方検察庁、警察当局等の協力を得ながら、鳥獣の保護若しくは管理又は狩猟の適正化に関する取り締まりの事務を行う。

(2)配置計画

(第15表)

区分		現況				計画終了時				備考
		専任	兼任	鳥獣専門員	計	専任	兼任	鳥獣専門員	計	
本庁	環境農林水産部 動物愛護畜産課 野生動物グループ	5	0	1	6	5	0	1	6	業務 野生鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること
出先機関	北部農と緑の総合事務所	0	8	0	8	0	8	0	8	1 業務 管轄区域における野生鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること 2 専決事項 法第9条の規定による鳥獣の捕獲等の許可、許可証の交付及び法第19条の規定による飼養登録証の発行に関すること
	中部農と緑の総合事務所	0	6	0	6	0	6	0	6	
	南河内農と緑の総合事務所	0	2	0	2	0	2	0	2	
	泉州農と緑の総合事務所	0	2	0	2	0	2	0	2	
	計	0	18	0	18	0	18	0	18	

2　鳥獣の保護及び管理の現場を支える人材

(1)方針

鳥獣の保護及び管理の現場を支える人材として、以下ア～ウの役割を担う人材の確保を推進し、総合的な鳥獣保護管理事業が自律的かつ持続的に可能となる実施体制の構築に努める。なお、こうした人材は、必ずしもそれぞれを個別に育成・確保しなければならないものではなく、特定の者が複数の役割を兼ねることもあり得る。

ア　捕獲を担う人材

鳥獣の捕獲等を自ら実施することから、実際に対象鳥獣の捕獲等を実施するための必要な知識や技能等を有することが求められる。具体的には、鳥獣保護管理事業の趣旨を理解し、一定の捕獲経験に加え、従事する捕獲等の内容に応じて求められる捕獲技術や能力を持ち合わせていることが求められる。特に奥山等の捕獲困難地における鳥獣の捕獲等に従事する場合には、十分な捕獲技術、捕獲困難地への移動能力を有していることが求められる。

また、捕獲等に当たっては、安全の確保が不可欠であることから、法令、条例等の規則及び規程等に従って適切に業務を遂行する。鳥獣行政担当職員以外の者にあっては、府又は関係市町村からの依頼内容に従い、捕獲等を実施する。

緊急銃猟に従事する場合には、法令に定める緊急銃猟を実施する者の要件を満たす必要がある。

その上で、人の日常生活圏での銃猟を行うに当たっては、山野での捕獲等に比べ、第三者への人身事故を起こすおそれや、捕獲従事者自身が負傷する事故のおそれが大きいことから、こうした事故を起こさないよう十分な経験及び安全管理能力を有する者であることが求められる。

また、捕獲を担う人材が第三者の事故や自損事故を発生させた場合に備え、あらかじめ保険の加入や条例の整備等により賠償・補償できる体制を整える必要がある。さらに、特に危険を伴う業務であることから、追加的な手当の支給を行うなど、業務の特殊性を考慮する必要がある。

イ 生息環境管理、被害防除対策を担う人材

鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する人材と緊密な連携を図ることや、各種ガイドライン等を基に現場での状況に応じた対策を企画立案し、実行することが求められる。

ウ 関係者との調整を担う人材

鳥獣の保護及び管理の実施に必要な関係者間の合意形成や調整、鳥獣保護管理事業全体の企画立案、地域住民への説明等を実施する。

関係者との調整等を担う人材は、関係者の情報や意見等を踏まえ、協力関係を構築するとともに、地域の課題を適切に把握し、既存の枠組みにとらわれることなく、各地域の状況に応じた効果的な対応を提案し、実行できる能力が求められる。また、関係団体との調整を行う他、鳥獣保護管理事業や特定計画に沿った現場での対策の立案等を担当することが想定されることから、地域の実情に精通している他、当該地域の鳥獣の生息状況や保護管理等に関する知識や技術、経験を有していることが求められる。

3 保護及び管理の担い手の確保及び育成

(1)方針

生息状況や被害の発生状況を踏まえた、個体数調整の適正かつ効率的な実施や農林家への被害防止対策の普及等を行うため、保護及び管理の担い手となる人材の確保・育成に努める。

また適切な保護及び管理を行うため専門的知見を有する人材を積極的に活用する。

(2)狩猟者の確保及び育成のための対策

今後、国内の本格化する少子高齢化に向け、鳥獣の保護管理を支える狩猟者の確保のため、狩猟免許試験の受験機会の確保及び狩猟関係の手続きの利便性の向上等により、狩猟免許取得を促進する等有効な対策を講じるとともに、免許取得者の知識・技術の向上を図るべく、一般社団法人大阪府猟友会及び各関係団体と連携の上、新たな捕獲の担い手となる狩猟者の育成に努める。

また、狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者が鳥獣の保護及び管理の担い手として社会から信頼を得られるように、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟の公益的役割について普及啓発を行う。

(3)研修計画

(第16表)

対象	名称	主催	回数	内容・目的
府職員	都道府県鳥獣行政担当者会議	環境省	1回	鳥獣行政全般にわたる国の方針
	野生生物研修	環境省	1回	野生生物保護及び管理
	鳥獣行政担当者会議	府	1回	年間事業計画、法令関係、重点事項の確認
	鳥獣保護管理業務初任者研修	府	1回	初任者に向けた鳥獣行政に関する研修
北部地域市町担	北部地域ツキノワ	府	1回	クマ出没通報時の対応等の確認

当者	グマ対策会議			
市町村担当者・緊急銃猟捕獲者	緊急銃猟対応研修会	府	1回	クマ・イノシシの生態等に関する基礎知識や緊急銃猟における具体的な連絡経路や手段等の確認
狩猟免許更新者	対面式講習会	府	3～10 回	狩猟のスキルや知識の向上を図り、狩猟の担い手を確保
緊急銃猟捕獲者	射撃技能講習会	府	2回	緊急銃猟に対応できるハンターを育成

(4) 中・長期的な視点に立った、計画的な人材の育成・配置

鳥獣の保護及び管理を担う人材の育成・配置を進めるため、鳥獣保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録者数等を勘案し、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する人材を配置するよう努める。また、配置された職員に対して、各種計画や計画に基づく事業について、研修の受講機会を与えるように努める。

(5) 雇用管理上の措置

鳥獣行政担当職員の業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えた言動が、府や市町村に寄せられることにより、当該職員の就業環境を害する場合については、毅然とした態度で対応するとともに、職員を保護する旨の方針を組織内で明確化し、事前に職員に周知・啓発しておくことで、担当職員をそのような言動から守ることとする。

4 鳥獣保護センター等の設置

(1) 傷病鳥獣一時保護施設の活用

野生鳥獣救護体制の整備充実と鳥獣保護思想の普及啓発の推進を図るため、大阪府における野生鳥獣救護体制に加わっている関係団体、府関係機関及び民間ボランティア等と連携を図りつつ、傷病鳥獣の保護飼養等の拠点施設として大阪府動物愛護管理センター内に開設した「傷病鳥獣一時保護施設」を活用し、傷病鳥獣の野生復帰に向けた取組みを推進する。

5 取締り

(1) 方針

鳥獣の保護及び管理と狩猟の適正化を図るため、警察署等の協力を得て、違法なわなの使用、所持及び販売、鳥獣の違法捕獲、無登録飼養等について、迅速かつ適正な取締りを行うため、以下方策を講じる。

なお、狩猟については、特に危険防止を重点に指導取締りを行う。

ア 愛鳥週間等における密猟パトロールの実施(愛鳥週間(5 月 10 日～16 日)から、繁殖期の終わる 6月末頃までに実施)
イ 初猟日の狩猟取締りの実施(11 月 15 日頃に実施)
ウ 通報に基づく違法捕獲・違法飼養の取締り
エ 警察当局との連携を一層密にするため、違法捕獲等に関する連絡会議の設置

6 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として、狩猟税(目的税)の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する行政の実施に対し、効果的な支出を図る。

第十　その他

１　鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

野生鳥獣による農林水産物や生活環境への被害等が深刻化し、その対策強化が求められている一方で、野生鳥獣を含む生物の多様性を保ちながら、人と野生鳥獣との共生を図ることが必要である。

このことから、鳥獣保護管理事業の実施に当たっては、鳥獣の保護及び管理と被害対策双方の調和を図りつつ、府・市町村・府民がそれぞれの役割を果たし、地域ぐるみで連携した取組みを行うことが必要である。

２　狩猟の適正化

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者を制限する入猟者承認制度、鳥獣保護区等の保護区域制度等、狩猟に係る各種規制制度をきめ細かく計画的に実施する。

３　傷病鳥獣救護への対応

(1)方針

傷病鳥獣の救護については、府内の獣医師会の協力を得て指定する野生鳥獣救護ドクターを核として、NPO法人、傷病野生鳥獣保護飼養ボランティア等の協力を得ながら機動的に傷病鳥獣の治療と野生復帰を推進する。

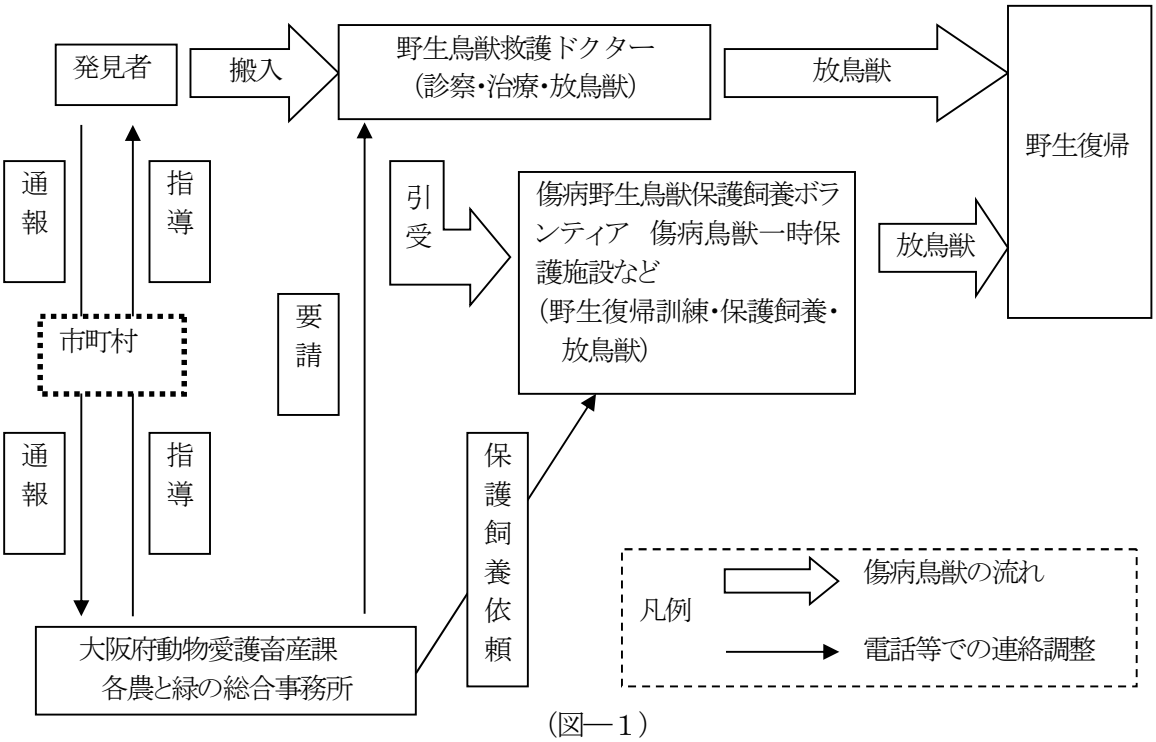
ただし、救護の対象は、原則として農林水産業被害や生活環境被害の原因となっている鳥獣種のほか、人や他の飼育動物に感染するおそれのある疾病にかかっている可能性のある個体等を除くものとし、救護の考え方についてホームページ等により周知を図る。

治療後、野生復帰ができるようになるまでの療養を要する傷病個体については、傷病鳥獣一時保護施設を活用するほか、必要に応じて、傷病野生鳥獣保護飼養ボランティアの協力を得る。また、NPO法人等と連携を図り、救護体制の充実に努めるとともに、救護マニュアルの作成や救護講習会の開催に努める。

なお、ヒナ及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して保護収容し、愛玩飼養を行うことのないよう周知に努める。

また、油汚染事故等一時に大量の傷病鳥獣が発生する事態を想定した救護体制の整備については、第5管区海上保安本部が組織する「大阪湾・播磨灘排出油防除協議会」との連携を図るとともに、野生鳥獣救護ドクターや傷病野生鳥獣保護飼養ボランティアなど民間ボランティアを中心とした傷病鳥獣の救護要員を確保し、救護活動が円滑に実施されるよう、適宜、国等が開催する研修等の受講に努める。

(2)体制



(図―1)

(3)放野

放野は以下のような考え方を基本として対応する。

ア　発見救護された場所で放野することを基本とし、それが不適当又は困難な場合には遺伝的な攪乱を及ぼすことのないような場所を選定する。

イ　感染症に関する検査や治療を行い、野生鳥獣の間で伝播する感染症を予防する。

4　感染症への対応

国内において、野生鳥獣に関する感染症についての実態は不明な点が多いことから、ワンヘルス・アプローチの観点を踏まえ、野生鳥獣に関する感染症についての情報収集等を行う。

また、国の関係機関や家畜衛生担当部局等とも連携し、鳥獣に関する専門的な知見に基づく情報収集や鳥獣への感染状況等に関する調査又は野生鳥獣に関する感染症対策等を実施し、府民に対して野生鳥獣に関する感染症についての適切な理解を促すことにより、社会的な不安の発生を防止し、解消するとともに、関係機関への情報提供により発生予防に努める。

また、鳥獣の移動経路の解明や鳥獣との関わりのある感染症のモニタリングを行い、鳥獣に関する専門的な知見から情報提供等を進める。

高病原性鳥インフルエンザについては、主に鳥類の間で伝播する感染症であり、畜産業への影響も大きく、ヒトを含む哺乳類への感染事例も報告されていることから、「野鳥等における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生担当部局や保健衛生担当部局や関係市町村等と連携しつつ適切な対応に努める。

また、府内において野生イノシシへの豚熱(CSF)の感染が確認されていることから、府及び市町村は狩猟者や捕獲従事者に対して、防疫措置を徹底した上で捕獲等を実施するよう指導するとともに、関係団体や農林業者、ハイカー等への注意喚起を行う。

アフリカ豚熱については、現在、国内での感染は確認されていないが、適宜、野生イノシシの検査を実施するなど、侵入時に早期発見が可能な体制整備に努める。万が一、アフリカ豚熱ウイルスが我が国に侵入し、野生イノシシへの感染が確認された場合は、家畜衛生部局等と連携・協力しながら、野生イノシシにおける感染確認検査の実施や監視体制強化など、体制整備に努める。

上記以外の SFTS 等の野生鳥獣に関する感染症についても、可能な限り情報収集に努め、関係部局や関係機関との情報共有に努める。

5 普及啓発

(1)鳥獣の保護及び管理についての普及等

ア 方針

鳥獣保護管理について、広く府民の認識を深めるため、鳥獣保護管理思想の普及啓発を図る。

なお、愛鳥週間行事その他各種鳥獣保護事業の実施に当たっては、市町村、関係団体、学校、地域住民等の協力を得るとともに、鳥獣保護団体との連携に配慮する。

イ 事業の年間計画

(第18表)

事業内容	実施時期(月)												備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
愛鳥週間用 ポスター原画展の開催	←	→											
鳥獣保護のパンフレット類の配付	←	—	→										
ホームページ等への掲載	←	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	→	
愛鳥週間用 ポスターの募集・表彰		←	—	—	—	→		←	→				

ウ 愛鳥週間行事等の計画

(第19表)

区分	行事内容等	備考
愛鳥週間行事	1 愛鳥週間用ポスター原画展の開催 内容 :野鳥のパネル、愛鳥週間ポスター原画の展示 参加者 :府内の小・中・高校生 開催地 :大阪府内	
	2 愛鳥週間ポスター原画の募集、表彰 内容 :愛鳥週間ポスター原画の募集 参加者 :府内の小・中・高校生	

(2)安易な餌付けの防止等

鳥獣を誘引する生ゴミや未収穫作物の放置に加え、鳥獣への安易な餌付けは、鳥獣が人の与える食物に依存するようになることや人馴れが進む等、農作物や生活環境等への被害を引き起こす原因となっている。生態系や鳥獣保護管理への影響が生じることがないよう、鳥獣への安易な餌付けの防止について普及啓発に積極的に取組む。

また、捕獲した鳥獣やその残滓を捕獲した場所等に放置することは、他の動物を誘引するなど生態系や農林水産業等に影響を及ぼし、感染症の拡大も懸念されることから、持ち帰って適切に処置するよう普及啓発に努める。

(3)愛鳥モデル校の指定

ア 方針

鳥獣保護管理思想の普及を図るため、府教育委員会等と協議して、府内の小・中学校から、野鳥保護に関心の高い学校を地域的な配置に配慮しつつ愛鳥モデル校に指定し、現地指導等を通じ活動の充実に努める。

イ　指定期間

原則3年間とする。

ウ　愛鳥モデル校に対する指導内容

1) パンフレット、図書等の配付
2) スライド、DVD、CD、ビデオテープ等の貸出し
3) 探鳥会等における現地観察指導
4) 傷病野鳥等の一時救護活動

エ　指定計画

（第20表）

区分	既設指定数	指定計画						計画終了時指定数
		9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	計	
小･中学校	1	→	→	→	→	→	→	1

(4)法令の普及の徹底

ア　方針

鳥獣に関する法令のうち、特に府民に関係のある鳥獣捕獲規制制度、鳥獣飼養登録制度等については、ホームページ等により、その周知徹底を図るとともに、鳥獣販売業者に対し、法令遵守等の指導を行うものとする。

イ　年間計画

（第21表）

重点項目	実施時期(月)												実施方法	対象者
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
鳥獣保護制度の普及	←	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	ホームページ等	府民
鳥獣捕獲規制の制度普及	←	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	ホームページ等	府民
違法飼養等の法令遵守指導	←	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	ホームページ等	鳥獣販売業者 府民

６　市街地等に出没する鳥獣への対応

近年、クマ、イノシシ、シカ、サルなどの鳥獣が市街地を含む人里に出没する機会が増え、人とのあつれきが深刻化している。鳥獣の出没を抑制して被害を軽減するためには、藪の刈払い等の環境整備等による人と鳥獣の住み分けが重要である。

また、出没時の人身被害を防止するため、情報を早期に収集し、関係者の連携のもと適切な対応を行う必要があることから、「大型野生獣の出没等緊急対応マニュアル」に基づき、市町村が中心となった連絡体制の整備に努める。

さらに、大阪府域はツキノワグマの恒常的な生息地ではないことから、出没時には、「大阪府ツキノワグマ出没対応方針」に沿った対応に努める。

なお、緊急銃猟に備え、①緊急銃猟に対応できるクマ捕獲技術者の育成や、クマ捕獲や緊急銃猟に関する研修会の開催、②備品（捕獲檻、防護盾等）の確保・貸与等で市町村を支援する。

第十一　危険鳥獣の管理に関する事項

１　基本的な考え方

危険鳥獣は、人の日常生活圏に出現した場合に人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれが大きいものとして政令で定める鳥獣であり、クマ、イノシシが定められている。

危険鳥獣が人の日常生活圏に出没した場合には、緊急銃猟により、銃器を使用して捕獲等することが可能であるが、本来は危険鳥獣を人の日常生活圏に出没させないことが重要であり、長期的な視点に立った計画的な管理施策を平時から講ずることによって市街地等への危険鳥獣の出没を防止することを基本としつつ、それでもなおクマ、イノシシが人の日常生活圏に出没した場合には緊急銃猟によって対処することが求められる。

２　危険鳥獣の管理のための施策

(1)人の日常生活圏への侵入の防止

危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入を防止するための施策については、「第7　危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入防止に関する事項」に記載の通りとする。

(2)緊急銃猟

人の日常生活圏への侵入を防止するための施策を平時から講ずることが基本であるが、それでも危険鳥獣が出没することを完全に防ぐことは難しく、危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入した場合、一定の条件の下で、市町村長による緊急銃猟が認められている。緊急銃猟の実施に係る考え方は以下ア、イ、ウとし、国のガイドライン等を参考とし、各市町村において対応マニュアル等の整備が必要である。

ア　緊急銃猟に備えた平時における事前準備

危険鳥獣の人の日常生活圏への出没があった際に円滑な対応ができるよう、緊急銃猟の実施主体となる市町村においては対応フローや必要な人員・関係者の協力体制の整備、訓練及び研修の実施、必要な備品の用意、保険の加入等の準備を行うとともに、こうした情報は各市町村において、対応マニュアル等により、整理しておくことが必要である。

都道府県においては、市町村から職員の派遣等の応援の要求を受けた場合はこれに応じる必要があるため、平時から市町村との情報交換を行い、要求等を受けた場合の支援体制を整えておくことが重要である。

イ　緊急銃猟のための安全確保措置及び実施の判断

危険鳥獣の出没に関する一報が寄せられた際は、目撃者等から現場の状況を適切に聞き取り、必要に応じて住民への注意喚起を行う。その上で、市町村において当該地域から危険鳥獣を排除する必要があると判断した場合は、鳥獣保護管理法上の緊急銃猟実施の条件を満たす見込みが十分にあるかを確認する。

緊急銃猟が可能な4つの条件は、①危険鳥獣が人の日常生活圏へ侵入し、②危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要で、③銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが困難であり、④避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれ等がない場合とされている。人の日常生活圏とは、人が生計を立て、普段活動する範囲を指し、例えば、住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務先、電車、自動車、船舶等が含まれる。

市町村長は、条件を満たす見込みが十分にあると判断された場合には、地域住民の安全確保のため、必要に応じ、通行制限、避難指示の措置を講じる。

ウ　緊急銃猟の実施

緊急銃猟を実施しようとするときは、市町村長はその職員に指示又は職員以外の者に委託すること

ができる。委託する場合であっても、緊急銃猟の実施に係る最終的な責任は市町村にある。緊急銃猟を実施する者は、証票を携帯する。

緊急銃猟は私有地や障害物等がある場所で行われることも想定されるため、緊急時には、緊急銃猟をし、又は緊急銃猟により捕獲等をした危険鳥獣の適切な処理をするために必要な限度において、土地の立入りや障害物の除去ができる権限が市町村長に付与されている。土地の立入り等を行う者も証票を携帯する必要があり、緊急銃猟を行う者の証票と区別できるようにしておく必要がある。

必要に応じ安全確保措置が講じられた上で、条件を満たすとして緊急銃猟の実施が判断され、捕獲者となる職員への指示又は外部への委託が行われたら、準備ができ次第、捕獲者は銃猟を行う。銃猟の実行段階においては、的確かつ迅速に対応するため、捕獲者自身が使用する銃器、射撃角度、射撃のタイミング等を判断することとなるが、緊急銃猟はあくまで市町村の責任において実施するものである。市町村職員は、銃猟に直接従事しない場合であっても、現場において安全確保措置の確認、中止の判断等の役割を担う。

緊急銃猟の実施が終了した場合は、捕獲個体の生死等を確認し、安全確保措置の解除を行い、緊急銃猟の実施による第三者に対する損失がないか確認を行う。

損失が生じ、補償を受けようとする者からの請求があった場合は、市町村長が補償すべき金額を決定し、損失を補償する。